

7 公立香第182号
令和7年11月10日

各所属所長 殿

公立学校共済組合香川支部
支部長 淀谷 圭三郎

マイナ保険証及び資格確認書の取扱い等について（通知）

このことについて、令和6年12月2日以降、従来の組合員証（被扶養者証を含む。）は新たに発行されなくなり、健康保険証として使用する登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しています。令和6年12月1日以前に交付された組合員証は令和7年12月2日以降使用できなくなるため、医療機関等を受診する際は、マイナ保険証又は「資格確認書」の提示が必要です。

令和7年12月2日以降の「資格確認書」及び各医療証の取扱い等は下記のとおりですでの、貴所属組合員に御周知くださいますようお願いします。

なお、令和6年12月1日以前に交付していた組合員証カードの回収は必要ありません。各自で破棄いただくようお願いします。

また、マイナ保険証を持っていない者（マイナンバーカードを持っていない者を含む。）については「資格確認書」を送付しますので、大変お手数ですが、資格確認書送付対象者（別添「資格確認書送付該当者一覧」）に配付いただきますよう、お願いします。

記

1 資格確認書送付対象者

令和7年9月30日時点で組合員資格を有しており、組合員証（被扶養者証）を保有している組合員（令和6年12月1日以前に資格取得した者）であって、令和7年9月30日時点において、マイナ保険証の登録がされていない者及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れ更新されていないことが確認できた者

2 資格確認書の取扱いについて

① 資格確認書の再交付

「資格確認書」の再交付を希望する場合は、「資格確認書再交付申請書」を提出してください。

なお、マイナ保険証を利用できる場合は、原則「資格確認書」の交付はできません。

マイナ保険証の利用登録解除を希望する際は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を提出してください。後日、「資格確認書」を交付します。

マイナンバーカードの返納を希望する場合は、お住まいの市町にお問合せください。

② 退職等で組合員資格を喪失したとき

「資格確認書」の交付を受けている者が退職等で組合員資格を喪失するときは、「組合員異動報告書」とともに、「資格確認書」（被扶養者も含む。）を返還してください。

なお、資格喪失日以降、「資格確認書」は使用できません。使用した場合、後日、医療費を返還いただることになりますので、御注意ください。

③ 被扶養者取消のとき

「被扶養者取消申告書」及び事実確認書類とともに、取消対象者の「資格確認書」を返還してください。

なお、被扶養者資格喪失日以降、「資格確認書」は使用できません。使用した場合、後日、医療費を返還いただることになりますので、御注意ください。

④ 資格確認書の紛失

「資格確認書」を紛失し、退職や番号変更、被扶養者の取消時に返還できない場合は、「資格確認書」の代わりに「資格確認書紛失届書」を提出してください。

3 マイナ保険証を利用できていた者がマイナ保険証を利用できなくなっていたとき

令和7年10月1日以後に、マイナンバーカードを返納した者及びマイナンバーカードの電子証明書が有効期限切れとなり更新していない者は、今回、資格確認書を送付していません。該当する組合員は、「資格確認書交付（再交付）申請書」を提出してください。後日、「資格確認書」を交付します。

4 令和7年12月2日以降の各医療証の取扱いについて

① 高齢受給者証

70歳の誕生日の属する月の翌月1日（誕生日が月の初日の場合は当月1日）に高齢受給者に該当します。

（ア） マイナ保険証が利用できる者

マイナ保険証を医療機関等へ提示することで、事前の手続きなく、変更後のお部負担金の割合が適用されます。

ただし、標準報酬の月額が一定以上の組合員については前年収入額の確認通知を誕生月の初旬に行い、一部負担金の割合の見直しを誕生月の下旬まで行います。

(イ) マイナ保険証が利用できない者

事前の手続きなく、誕生月の中旬以降、一部負担金の割合が記載された「高齢受給者証」を送付します。

ただし、標準報酬の月額が一定以上の組合員については、前年収入額の確認通知を誕生月の初旬に行い、一部負担割合の見直しをし、誕生月の下旬までに「高齢受給者証」を送付します。

② 限度額適用認定証

(ア) マイナ保険証が利用できる者

マイナ保険証を医療機関等へ提示することで、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

(イ) マイナ保険証が利用できない者（70歳未満）

医療機関等で高額療養費制度を適用する場合、「限度額適用認定証」を提示することで高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。「限度額適用認定証」が必要なときは、「限度額適用認定申請書」を提出してください。後日、「限度額適用認定証」を交付します。

(ウ) マイナ保険証が利用できない者（70歳以上）

医療機関等で「資格確認書」を提示することで、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。その際の「資格確認書」は70歳に達した後の負担割合が記載されたものを使用してください。なお、「資格確認書」の切替えについては、4-①を参照してください。

(エ) 組合員本人が市町村民税非課税者である場合

下記③を参照してください。

③ 限度額適用・標準負担額減額認定証（標準報酬月額53万以上は適用不可）

事前に市町村民税非課税者であることの申告が必要です。申告がなければ、現在の標準報酬月額に合わせた区分の高額療養費算定基準額が適用されますので御注意ください。

資格取得時には「組合員（船員組合員）資格取得届書」、それ以外では「基本事項変更申告書」に必要書類を添付して申告してください。総務ナビが利用できるときは、総務ナビ入力後に出力される用紙に必要書類を添付して提出してください。

なお、医療費における非課税区分の適用は、毎年8月1日に年度が切り替わります。年度をまたいで市町村民税が非課税になる場合は、年度毎に申告が必要です。次年度の申告については、次年度7月末までに提出してください。

(ア) マイナ保険証が利用できる者

事前に申告をしている場合は、4-②-（ア）と同様です。

事前に申告をしていない場合は、「基本事項変更申告書」又は総務ナビ入力後に
出力される用紙に必要書類を添付して提出してください。

(イ) マイナ保険証が利用できない者

事前に申告をしている場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する
ことで高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。「限度額
適用・標準負担額減額認定証」が必要なときは、「限度額適用・標準負担額減額認
定申請書」を提出してください。後日、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を
交付します。

事前に申告をしていない場合は、上記申請書と併せて「基本事項変更申告書」
又は総務ナビ入力後に出力される用紙に必要書類を添付して提出してください。

④ 特定疾病療養受療証

「特定疾病療養認定申請書」の提出が必要です。

特定疾病療養者として認定が完了すれば、マイナ保険証を医療機関等へ提示するのみ
で、特定疾病療養受療証の適用が可能です。

マイナ保険証が利用できない者は、上記申請書のマイナ保険証の利用登録確認欄から
「特定疾病受療証」の交付申請をしてください。後日、「特定疾病受療証」を送付します。

5 その他

令和7年10月1日以後に資格を喪失している組合員又は被扶養者資格を取消しして
いる被扶養者の「資格確認書」が送付されている場合は、同封の返信用封筒又は遁送便に
より、返送してください。(返信用封筒には、返送する資格確認書以外の書類を入れない
でください。)

(担当)

公立学校共済組合香川支部共済グループ
短期給付担当 久保、西尾、奥村、橋本

(TEL 087-832-3792)